

## 令和6年度（更新受付・業種変更）競争入札参加者資格審査申請要領

### 【建設工事】

～大牟田市内の本店又は支店等を登録する場合～【市内業者及び準市内業者】

令和5年度に大牟田市（企業局を含む）の競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者で、令和6年度も引き続き、大牟田市（企業局を含む）が発注する建設工事の競争入札等に参加を希望される事業者は、下記の要領で入札参加者資格審査申請書を提出してください。

令和5年度に登録されていても、更新の申請が必要です。

令和5年度小規模工事契約事業者登録から変更を希望される場合は、「（追加受付）の申請要領」を参照して、追加申請してください。

なお、令和5年度に登録されている業種の変更を希望される場合は、次頁の「業種変更」欄を参照して、登録業種の変更を申請してください。

受付期間	令和6年5月16日（木）～令和6年5月31日（金）	
申請方法	郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラスに限る）	受付期間末日までの消印有効
申請できる事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者</li> <li>➢ 建設業法による建設業の許可を持っている者</li> <li>➢ 経営事項審査を受け、総合評定値（P点）の通知を受けている者</li> <li>➢ 国税（法人税又は所得税、消費税及地方消費税）県税及び市税を滞納していない者</li> <li>➢ 暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者</li> <li>➢ 加入義務がある社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）に加入している者</li> <li>➢ 小規模工事契約事業者に登録されない者</li> <li>➢ 市内の支店等を登録する者については、市内の支店等に2名以上の技術者を有する者</li> </ul>	
有効期間	令和6年8月1日～令和7年7月31日（1年間） <b>建設工事の業種の格付名簿は毎年度更新を行うため、毎年度所定の書類を受付期間内に提出する必要があります。提出がない場合は、競争入札等に参加できません。</b>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「郵送」での申請をお願いします。</b></li> <li>➢ <b>フラットファイルに綴入む必要はありません。</b></li> <li>➢ 封筒の表に朱書きで「競争入札参加者資格審査申請書類在中」と差出人を記載し、支店等（委任先）を登録する場合は、封筒の表に併せて【支店等（委任先）名】を記載してください。</li> <li>➢ 提出された書類等は返却しません。</li> <li>➢ <u>申請書類等の提出後、その内容に変更があったときは、直ちに変更届に必要書類を添付のうえ、契約検査室へ提出してください。</u></li> <li>➢ <u>令和6年度競争入札参加資格者名簿は、8月1日以降にホームページ、情報公開センター等の窓口で確認できます。</u></li> </ul>	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 不良・不適格業者の排除を目的として、事業者の経営状況や技術者の配置等の確認のため、事業所実態調査を行います。調査の結果、提出書類の記載内容と異なる場合等は、指名停止、競争入札参加資格者の取消し等の措置を取ることがあります。</li> <li>➢ 予定価格が130万円以下の工事の発注は、原則として、小規模工事契約事業者が対象となります。</li> <li>➢ <u>準市内業者で認定業者の認定を受ける場合については、別途申請が必要です。</u></li> </ul>	
送付先 ・ 問合せ先	大牟田市企画総務部契約検査室 契約担当 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 TEL（直通）0944-412590 FAX（直通）0944-412592	

提出書類一覧表【 〇 は必須・ △ は該当者のみ・ □ は不要】

手引 番号	提出書類・説明	更新 受付	業種 変更
1	【様式1】一般競争(指名競争)入札参加者資格審査申請書(建設工事) 商号又は名称は建設業法上の本店名を記入、実印を押印のこと。		
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し 申請日現在で有効なもの <b>このP点で格付処理を行います。</b>		
3	工事経歴書の写し 直近1年分	-	
4	「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」の写し(最新のもの)	-	
5	建設業許可申請書の「別表第二 営業所一覧表」・「令第3条に規定する使用人の一覧表」の写し 支店等(委任先)登録の場合のみ必要	-	
6	建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し(申請日現在で有効なもの)	-	
7	<主観点加算に関する資料> 下記に該当する場合は、証明書等の写し(申請日現在で有効なもの) (1)福岡県の「子育て応援宣言」登録事業所 「子育て応援宣言登録証」の写し (2)障害者を雇用している事業所 法定雇用義務事業所 「障害者雇用状況報告書」の写し 自主的雇用事業所 障害者手帳の写し等、雇用を証明できるもの(健康保険証の写し等) (3)大牟田市消防団協力事業所 「大牟田市消防団協力事業所表示証認定通知書」の写し		
17	【様式6】事業所調書	-	
18	【様式7】事業所従業員・技術職員名簿 認定業者の申請は別途必要 直近の経営事項審査時に提出した「技術職員名簿」の写しを添付すること 登録技術者(主任技術者・現場代理人)の追加がある場合 資格者証等の写しを添付 削除がある場合 「変更届」を添付のこと	○	
22	【様式11】業者登録票 3業種まで登録可		

手引番号の8~16、19~21は不要です。

提出書類の記載に当たっては、作成の手引きを参照してください。

申請の受理に係る事業者独自の受付票、はがき等については返送しませんので同封しないでください。  
受付票書留等の郵便追跡サービスによりご確認ください。

令和6年度競争入札参加資格者名簿は、8月1日以降にホームページ等で公表します。

経営事項審査の有効期間は、審査基準日から1年7ヶ月です。有効期間が過ぎると入札等に参加できませんので、有効期間が切れる前に必ず「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを提出してください。(FAX可)

建設業許可についても、同様に有効期間が過ぎると入札等に参加できませんので、有効期間が切れる前に必ず「建設業許可証明書又は建設業許可通知書」の写しを提出してください。(FAX可)